南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時　　平成２９年３月６日（月）　　１０：３４～１０：４５

開催場所　　第１委員会室

出席委員　　７名

秋本登志嗣　委員長

亀田　忠彦　副委員長

田中　惟允　委員

岡　　史朗　委員

太田　　敦　委員

山本　進章　委員

中村　　昭　委員

欠席委員　　２名

松尾　勇臣　委員

国中　憲治　委員

出席議長　　川口　正志　議長

出席理事者　　山本　南部東部振興監

福谷　農林部長

加藤　県土マネジメント部長　　ほか、関係職員

傍 聴 者　　なし

議　　事

２月定例県議会追加提出予定議案について

＜質疑応答＞

○秋本委員長　それでは、ただいまの説明について、質問があればご発言願います。

なお、質問は、ただいま説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

○岡委員　例えば、資料「２月定例県議会追加提出予定議案の概要」の８ページの木材生産林育成整備事業、補正前が１億７５１万２，０００円で、補正後が１億６，３５１万２，０００円となっています。その繰り越し理由はここに書かれているとおりですけれども、繰り越し金額が変わるというこの関係の中において、その背景と理由があると思うのです。どのような背景と理由でこのように数字が変わっているのでしょうか。ほかにもたくさん

あるのですけれど、一つの例として勉強のために教えてほしいのです。

○熊澤林業振興課長　木材生産林育成整備事業の事業実施主体のおくれですけれども、これは、施業実施予定のところで境界の不明な箇所がある等が判明し、その確定に不測の日数を要したものなど、あるいは、森林作業道の開設において、地山の不安定な箇所が判明し、予定していた線形での開設が不可能になり、線形の変更を余儀なくされた結果、変更後の線形に係る森林所有者の同意に不測の日数を要したことによりおくれが生じたものです。以上です。

○岡委員　今の理由で、このように金額等の見通しが変わった場合、契約等のあり方については、何か手続のようなものがあるのですか。それとも、まず議会にその報告があるのですか。それとも、もうこのままでいかれるのですか、どうでしょうか。

○熊澤林業振興課長　この事業は、昔から造林補助金と言っていたのですが、事業を実施してから事後申請をするものです。ですから、申請をすることができなかったということで、例えば、森林所有者が事業をしているのですけれども、最終の申請まで行かなかったと。そのことで事業を繰り越したということになります。県と直接契約してるものではありません。

○岡委員　県と直接契約しているものではないということで、私も腑に落ちた部分があるのですけれど。普通、こういう金額変更になれば、当然、議会に報告などという形があると思っていましたもので。わかりました。ただ、いろいろと事情があろうかと思いますので、事業進捗において、こうやって繰り越ししながら、また場合によっては、変更しながらやっていかなければならない事業が出てくるのは当然だと思います。先ほども県土マネジメント部長がおっしゃっていたように、全体にわたって思うのですけれども、大事なお金ですので、しっかりと有効に年度内の消化をできるだけ促進してもらいたいとお願いして、質問を終わります。

○秋本委員長　他になければ、これをもちまして質問を終わります。

これで本日の委員会を終了します。